

# 「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」 ～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～

## 建議概要

(現状・課題)

大分県の青少年の社会を生き抜く力（自己肯定感：全国30位）が低い。  
 (克服するための手立て)  
 青少年の社会を生き抜く力を高めるためには体験活動の提供が望まれる。  
 (体験活動とは)  
 子どもたちが身体全体で自然や人、物などの対象に働きかけ、かかわっていき活動  
 (国の動き)  
 宿泊体験活動を“長期”にすることにより、“様々な学びの機会を選択できる”こと、“学びを確かにするためにゆとりのある計画を組める”ことから、このような取組を推進している。

(課題解決のポイント)

- ・児童・生徒の体験活動機会（学校【長期宿泊体験】、地域）の増加
- ・教師や指導者に対し、体験活動のプログラムやその手立てについて情報提供ならびに研修機会の提供

課題解決の方向性

⇒**青少年の「社会を生き抜く力」を高める体験活動の充実**

- ① 体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供
- ② 体験活動の充実に資する関係者への研修の提供
- ③ 体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備

① 体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供		② 体験活動の充実に資する関係者への研修の提供		③ 体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備	
地域教育・社会教育での体験活動	教育課程を支援する体験活動	教職員に対し、体験活動への能力向上や理解を深める研修の実施 →インクルーシブ教育に対応できる職員の養成	行政による財政的支援 地域の施設、資源を活用（青少年施設、公民館、学校） 他団体のノウハウを取り込み、地域で生かすネットワークの構築 →NPO団体の専門性の把握とそのコーディネート →PTA、スポーツ少年団等、社会教育関係団体のネットワーク活用 →NPO団体、社会教育施設含め体験活動に関する情報の発信	地域教育・社会教育での体験活動	社会教育士の育成・活用 →体験活動の推進に資する社会教育士の育成 →社会教育士間のネットワーク構築
就学前の子どもを対象とした家庭教育支援（遊育）プログラムの開発	教育課程への体験活動の位置づけ（新学習指導要領全面実施に向け） →2泊3日以上宿泊体験活動のプログラム提供 →特別の教科道徳など他教科との関連付けをしたプログラムの構築	通学合宿等、体験活動の企画力向上に資する研修機会の拡充 →公民館職員等、関係職員への能力育成、研修の機会の充実	体験活動を支えるボランティア・コーディネーターの発掘・育成	社会教育士間のネットワーク構築	
社会教育事業における体験活動プログラムの提供	インクルーシブ教育に資する学習プログラムの提供	体験活動を支えるボランティア・コーディネーターの発掘・育成	社会教育主事、指導主事による支援		
「協育」ネットワークでの多様な体験機会の提供	体験活動の事業改善に資する評価のあり方				
体験活動を提供する子ども会等、青少年団体の活動のノウハウを活用したプログラムの提供					

豊かな体験活動を推進することによって青少年に社会を生き抜く力をつける

**「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」**

**～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～**

**平成30年12月13日**

**大分県社会教育委員会議**

## 【目次】

### 第1章 青少年の体験活動の現状と課題

- 第1節 「社会を生き抜く力」を高めるための体験活動・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 青少年の自己肯定感と体験活動
  - (2) 求められている体験活動の充実
- 第2節 体験活動に関わる青少年の現状・課題・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 青少年の体験活動の充実にむけて

- 第1節 体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供・・・・・・・・ 4
  - (1) 地域社会・社会教育での体験活動プログラムの開発
  - (2) 教育課程を支援する体験活動プログラムの開発
- 第2節 体験活動の充実に資する関係者への研修の提供・・・・・・・・ 8
  - (1) 体験活動への能力向上や理解を深める研修の実施
  - (2) 公民館等関係職員および社会教育関係団体への研修機会の拡充
- 第3節 体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備・・・・・・・・ 8

### 第3章 社会教育行政が目指す施策

- 第1節 教育課程に位置づけられた体験活動を推進する事業・・・・・・・・ 9
  - (1) 青少年の「社会を生き抜く力」を高める体験活動とは
  - (2) 青少年の「社会を生き抜く力」を高めることを目指した事業例
- 第2節 多様な主体が連携・協働した体験活動プログラム・・・・・・・・ 12
  - (1) 学校や公民館等を活用したプログラム（教育課程外）
  - (2) NPO団体や地域の支援者と連携・協働したプログラム（教育課程外）

## 第1章 青少年の体験活動の現状と課題

### 第1節 「社会を生き抜く力」を高めるための体験活動

#### (1) 青少年の自己肯定感と体験活動

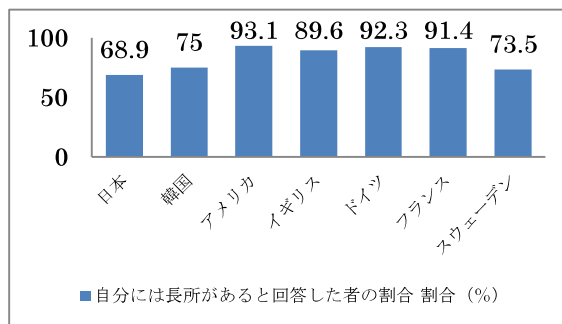
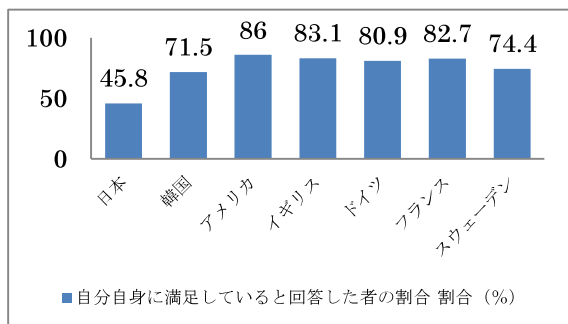
近年、少子高齢化の進展や高度な情報化、経済のグローバル化、地域コミュニティの低下等、青少年を取り巻く環境は大きく変化し複雑化している。本県でもこうした問題は決して例外ではない。

このような中、平成25年に策定された「第2期教育振興基本計画」において、多様で変化の激しい社会の中で、個人の自立と協働を図るための能動的・主体的な力（社会を生き抜く力）の育成が掲げられた。「社会を生き抜く力」とは具体的には、意欲・コミュニケーション力・自己肯定感・へこたれない力等である。中でも、青少年が自分の価値を認識して自信を持って成長し、よりよい社会の担い手となるためには自己肯定感を高めることが特に重要である。自己肯定感が低いままでは、これからの時代に求められる資質・能力を育むことが十分に実現できたことにはならないのである。

しかし、現状を見てみると、日本の青少年の自己肯定感は、世界の国々と比較すると、きわめて低いことがわかる。（資料1）

また、大分県の場合を見ると、青少年の自己肯定感は全国と比較した際、平均程度であり決して高くないことがわかる。（資料2）

（資料1）日本と諸外国の青少年の自己肯定感比



〔平成26年版子ども・若者白書：内閣府より〕

（資料2）大分県と全国の小・中学生の自己肯定感比較

(小学校)	「当てはまる」	「どちらかといえば当てはまる」	計
大分県	37.8%	39.6%	77.4%
全国	38.6%	39.3%	77.9%

(中学校)	「当てはまる」	「どちらかといえば当てはまる」	計
大分県	28.4%	42.5%	70.9%
全国	28.2%	42.5%	70.7%

※「自分には良いところがあると思う」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合  
〔平成29年度全国学力・学習状況調査より〕

では、青少年の自己肯定感を高めるにはどうすればよいのか。

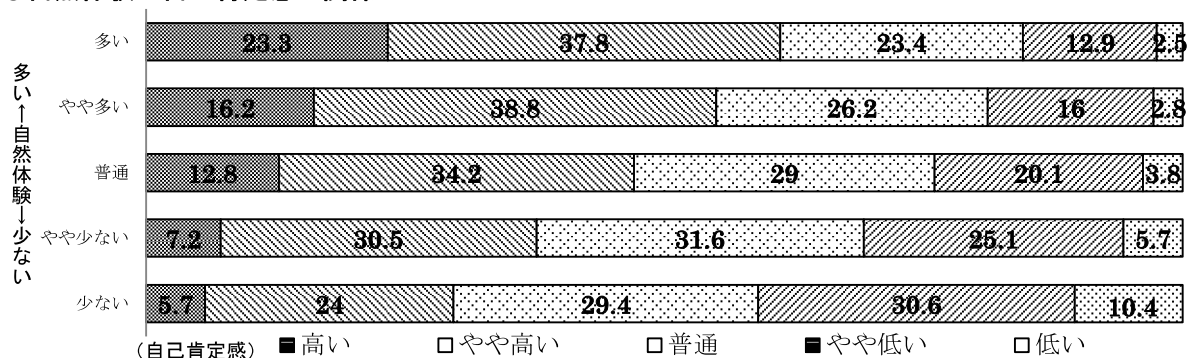
独立行政法人国立青少年教育振興機構による「青少年の体験活動等に関する実態調査」（平成26年度調査）では、自然体験を多く行った者ほど自己肯定感が高くなるという調査

結果が報告されており、生活体験と自己肯定感の関係も同様の傾向にあることも明らかとなっている。(資料3)

青少年を取り巻く多くの課題を解消し、「社会を生き抜く力」を育むための重要な方策として体験活動の充実が考えられる。

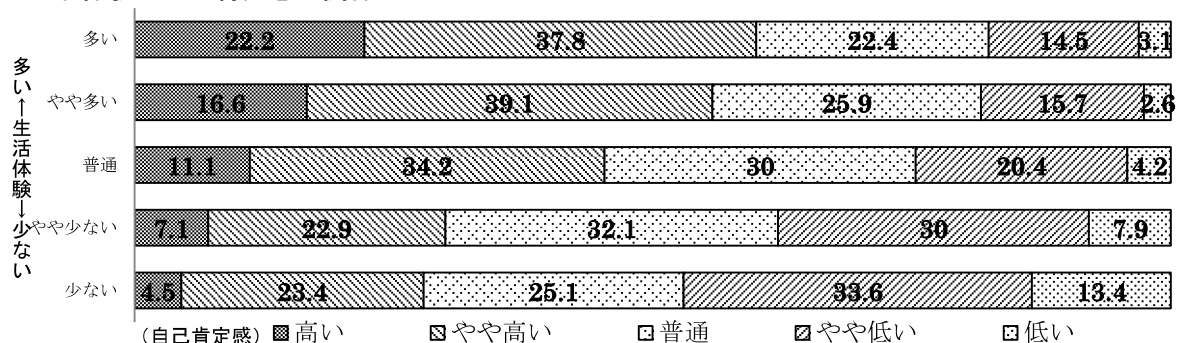
(資料3) 自己肯定感と自然体験・生活体験の関係

○自然体験と自己肯定感の関係



※自然体験・・・海や川で泳ぐ、星空観察、野鳥観察、昆虫採集、魚釣り、貝殻拾い、日の出や日の入りの観察、木登り、キャンプ、登山 など

○生活体験と自己肯定感の関係



※生活体験・・・タオルや雑巾を絞る、ナイフや包丁で野菜を切る、小さい子どもと遊ぶ、ゴミ拾い、おむつを替えたりミルクをあげたりする、弱いものいじめやケンカを注意する など

(2) 求められている体験活動の充実

平成29年6月の教育再生実行会議第十次提言(自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上)において、子どもたちの自己肯定感を育むために「家庭教育支援の充実」や「多世代交流や異年齢交流等の推進」とともに「様々な体験活動の充実」が挙げられている。

また、2020年度より小学校から順次全面実施となる新学習指導要領においても、体験活動の必要性は以下(資料4)のように掲げられている。

(資料4) 新学習指導要領の中の体験活動に関する記述がされている部分

総則第3の(5)	児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるように工夫すること。
----------	--

総則第6の3 (道徳教育に関する配慮事項)	(抜粋) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。
理科第3の2(3)	生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
生活第3の2(5)	具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。
体育第3の2(9)	自然との関わり深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意すること。
特別の教科道徳 第3の2(5)	児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。
総合的な学習の時間 第3の2(4)	自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
特別活動〔学校行事〕 2内容(4) 遠足・集団宿泊の行事	自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、より良い人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積むことができるようにすること。
特別活動〔学校行事〕 2内容(5) 勤労生産・奉仕的行事	勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。
特別活動〔学校行事〕 3内容の取扱い(1)	(抜粋) 実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表しあったりするなどの事後の活動を充実すること。

各教科、領域における目標を達成するために、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など様々な体験活動を取り入れることが推奨されており、実施にあたっては、多様な他者との協働、家庭や地域社会との連携、体系的・継続的な実施という観点に着目して計画し、内容を充実させることが求められている。

## 第2節 体験活動に関わる青少年の現状・課題

情報化の進展は、実際に人と関わり自然とかかわる等の「直接体験」よりも、インターネットやテレビを介した「疑似体験」の機会を増やすことにつながった。また家族間でのコミュニケーション不足や地域における人間関係の希薄化、社会全体の安全意識の変化は「直接体験」の機会を減らし、「疑似体験」の機会の増加に拍車をかけたといえる。

教育現場でもこうした問題意識は持っており、前述した学習指導要領においても生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、学校において、自然体験活動や職場体験など様々な体験活動を行うことが規定されている。

しかし、体験活動の重要性は感じながらも、学校現場では、外国語教育の充実や道徳の教科化、プログラミング教育への対応等、各教科の授業時間数確保や教員の多忙感の増加などにより体験活動が取り組みにくい状況がでてきている。

## 第2章 青少年の体験活動の充実にむけて

### 第1節 体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供

#### (1) 地域社会・社会教育での体験活動プログラムの開発

##### ①家庭において

就学前の子どもには様々な遊びの中で、相手の気持ちの理解や自分自身の態度の振り返りを通して社会性を育むことが大切である。そのためには、子どもが相互に触れ合う場を多く設定した協働による体験活動が効果的であり、これを同一集団で継続して行うことが求められる。このような家庭教育遊育領域の体験プログラムの開発、公民館など社会教育施設での学びの場の機会提供が今後は必要である。

##### ②社会教育において

県内には香々地青少年の家と九重青少年の家の二つの県立青少年教育施設がある。両施設の立地条件を生かし海や山の自然をベースとした自然体験活動プログラムを企画し、広く情報発信をすることが効果的といえる。

プログラムを広く情報発信することで、利用者側は目的に沿った体験活動を選択できるというメリットがある。施設側にとっては体験活動のねらいを明確にでき、そのことを理解した利用者が来ることにつながるため、利用者にも効果的な体験活動を提供することにつながるというメリットがある。

香々地、九重両青少年の家は県内の体験活動の拠点としてあるべきであるが、施設から離れた地域では難しい場合もある。両施設はこれまで以上に多くの体験活動を出前講座として発信していくことも望まれる。

また、両青少年の家では、不登校の児童生徒を対象とした体験活動プログラムやネット依存に悩む青少年のためのプログラム「マインドクエストキャンプ」を企画し開催している。日常生活とは異なる自然環境や生活環境の中での体験活動によって、社会に適応する力を育成したり、自己調整力を高めて、生活改善のきっかけをつかんだりすることを目的としている。課題を抱える青少年の悩みや困りを解決するよう、課題解決能力やコミュニケーション力の育成等を目指したプログラムを企画しており、インクルーシブ教育に資する学習プログラムなどへの展開も期待できる。こうした活動を市町村や青少年団体にも広めることで、より多くの青少年の困りに対応していくことも期待できる。

##### ③地域において

本県では「協育」ネットワーク活動における小学生チャレンジ教室、土曜アクティブ教室で、地域ボランティアの協力により、児童生徒へ体験活動を提供している。この活動の中には、神楽や太鼓など地域文化の伝承や昔遊びなど地域独自の生活文化に気付かせる取り組みも多く実施されている。この取り組みは多くの地域住民との触れ合う機会にもなっており、健全育成の観点からも充実が望まれる。

また、子ども会やボーイスカウト等青少年団体では、多様な体験活動プログラムを開発しており、子どもの達成感を充足できる活動を提供できている。これらプログラムには、

子どもの発達段階を踏まえ、身に付けさせたい能力を明確に捉えたものが多くある。体験活動の機会を拡充する手段としてこのような青少年団体との協働は効果があると考えられる。

## (2) 教育課程を支援する体験活動プログラムの開発

2020年度から全面実施される新学習指導要領では、前回の指導要領から引き続き、長期の集団宿泊体験活動を推進している。(資料5)

### (資料5) 『小学校学習指導要領解説 特別活動編』より抜粋

…(略)… 学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行うことが望まれる。その際、児童相互のかかわりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することの大切さが実感できるようにする。」

大分県においては、小学校では9割以上の学校が集団宿泊体験活動を行っているが、ほとんどの学校が1泊2日で、2泊3日以上長期集団宿泊体験活動を行っている学校は非常に少なく、全国と比較してもその割合は低い(資料6)。

### (資料6) 大分県と全国の、長期集団宿泊体験活動への取り組み状況の比較(小学校)

長期集団宿泊体験活動への取り組み状況					
	4泊5日以上	3泊4日	2泊3日	1泊2日	行っていない
大分県	1.6%	0.0%	1.2%	93.0%	3.9%
全国	4.5%	4.3%	30.0%	55.4%	5.8%

[平成29年度全国学力・学習状況調査より]

学習指導要領においても教育効果が期待される長期集団宿泊体験活動であるが、

- ①道徳や外国語の教科化等による授業時間数確保
- ②教員の宿泊体験活動への負担感

により取り組みにくい状況があるのではないかと。

そこで、①に対しては、各教科での体験活動を長期集団宿泊体験活動のプログラムに入れ込み、長期集団宿泊体験活動において各教科の体験活動を補完するようにすることが考えられる。(資料7)

### (資料7) 各教科と関連付けた長期集団宿泊体験活動プログラム例(小学校 理科)

学年	単元	体験活動プログラム
4年	月と星	星空観察
5年	流れる水の働きと土地の変化	砂浜での流水実験
6年	土地のつくりと変化	登山や川遊び
	燃焼の仕組み	飯ごう炊さん

また、『小学校学習指導要領解説 総則編』(第3章教育課程の編成及び実施 3豊かな体験活動の充実といじめの防止 (2)豊かな体験の充実)において、体験活動を道徳教育と関連させ、充実した取り組みを行うことで、青少年に道徳性が養われるとしている。(資料8)

### (資料8)

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切に作る心を育てるための自然体験活動など、様々な体験活動の充実が求められている。



各学校においては学校の教育活動全体において学校の実情や児童の実態を考慮し、**豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。**その際には、**児童に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施の計画にもこのことを明記することが求められる。**(以下後略)

②においては、教員が宿泊体験活動の目的を明確にし、活動に見通しを持つことが必要になる。現在ほとんどの小学校で行われている1泊2日の集団宿泊体験学習では活動に当てることができる時間が短く、その内容も固定化されてしまっているが、2泊3日以上 of 長期の活動になると新しいプログラムの開発や、それに伴った知識、スキルが必要となり、それが教員の負担感につながってくる。体験活動に対する知識やスキルがあれば、子どもに身につけさせたい力が明確になり、活動に見通しが持て、準備等の労力や精神的な負担は減ってくるであろう。また、新たなプログラム開発の際、カリキュラムマネジメントの視点で、各教科の内容とプログラムの関連付けをおこなえば、①の解決にもつなげることができる。

ほとんどの学校が1泊2日という短いスケジュールで集団宿泊体験活動を行っている現状では、行き帰りに多くの時間を費やしてしまう。限られた時間で、多くの活動が「時間内に終わるように」という意識が優先され、青少年の自己肯定感を育むことに効果的な体験活動のプログラムが十分に組めていない場合がある。体験活動が、単なる「思い出作り」の場にならないよう、**教員が長期集団宿泊体験活動の目指すところを意識し、プログラムを組まなければならない。**

長期集団宿泊体験活動では、他者への思いやりの心や社会性、自主性などが醸成され、いじめの未然防止や不登校児童・生徒の積極的態度の育成、自己肯定感の向上などの効果が期待される。いじめ・不登校など様々な課題を抱える児童・生徒が、悩みや困りを解決するきっかけをつかんだり、学校生活における自信を持てたりするような、他者との交流や成功体験などを感じられるプログラムを提供するなど、子どもたちの特性により配慮が必要である。

現在、特別支援学級に在籍する児童だけを対象にした宿泊体験活動を行っている市町村がある。自校の支援学級や交流学級だけでは作りえなかった人間関係ができたり、上級生が下級生の世話をするなど新しい役割を経験したり、宿泊体験活動でなければなかなかできない体験ができています。プログラムの構成が、障害のある児童の特性に合わせたものとなっている。

上記のような方策で①、②の課題を解決し、自己肯定感を育むことを目指したプログラム開発を行ったとしても、学習指導要領にあるような、「5日間程度」の長期集団宿泊体験活動にいきなり取り組むことはハードルが高いであろう。まずは、2泊3日程度の活動から取り組み、検証を重ねながら子どもたちにあったプログラムを提供していくべきである。

体験活動は、その効果が目に見えにくく、即時に現れないことも多い。しかし、「IKR 評定用紙（簡易版）」（資料9）を使うことで、児童生徒の変容を客観的に把握できる。評価をもとにプログラムの見直しをおこなえば、体験活動をより効果的に行うことができる。

体験活動、特に長期集団宿泊体験活動は、参加し最後までやり遂げることだけでも意義

のあることであるが、教職員が児童生徒につけたい力を意識して取り組むことで、その効果はさらに上がると考える。「体験活動ルーブリック」のようなものを作成し、児童生徒に不足している部分を把握し、長期集団宿泊体験活動に目的を持って取り組むと良いのではないか。(※ルーブリック (Rubric) とは、到達度を示す評価基準を観点 (縦軸) と尺度 (横軸) からなる表として示したもの)

(資料9) IKR 評定用紙 (簡易版) の項目

上位能力	下位能力	調査項目
心理的社会的能力 (得点範囲) 14~84点	非依存	いやなことは、いやとはっきり言える
		小さな失敗をおそれない
	積極性	自分からすすんで何でもやる
		前むきに、物事を考えられる
	明朗性	だれにでも話しかけることができる
		失敗しても、立ち直るのがはやい
	交友・協調	多くの人に好かれている
		だれにでも仲よくできる
	現実肯定	自分のことが大好きである
		だれにでも、あいさつができる
視野・判断	先を見通して、自分で計画を立てられる	
	自分で問題点や課題を見つけることができる	
適応行動	人の話をきちんと聞くことができる	
	その場にふさわしい行動ができる	
徳育的能力 (得点範囲) 8~48点	自己規制	自分かってな、わがままを言わない
		お金やモノのむだ使いをしない
	自然への関心	花や風景などの美しいものに、感動できる
		季節の変化を感じる事ができる
	まじめ勤勉	いやがらずに、よく働く
		自分に割り当てられた仕事は、しっかりとやる
思いやり	人のために何かをしてあげるのが好きだ	
	人の心の痛みがわかる	
身体的能力 (得点範囲) 6~36点	日常的行動力	早寝早起きである
		からだを動かしても、疲れにくい
	身体的耐性	暑さや寒さに、まけない
		とても痛いケガをしても、がまんできる
	野外技能・生活	ナイフ・包丁などの刃物を、上手に使える
		洗濯機がなくても、手で洗濯できる

※IKR 評定用紙 (簡易版) を用いたアンケートは、基本的に「宿泊を伴う」または「体験活動を含む」事業を対象としている。調査のタイミングは、体験活動の開始時 (事前調査) と終了時 (事後調査) となる。体験活動の効果の持続性を確認したい場合は、追跡調査として約1ヵ月後にアンケート調査を実施する事もできる。小学校4年生以上からの使用を想定しているが、質問内容等を詳しく説明すれば低学年でも調査はできる。調査にかかる時間は小学生でおよそ20分を想定しており、体験活動のプログラムの中に調査時間を入れることもできる。

## 第2節 体験活動の充実に資する関係者への研修の提供

### (1) 体験活動への能力向上や理解を深める研修の実施

学校における長期集団宿泊体験活動の場合、日常の教育活動では得られない教育効果が期待できる一方で、集団の中で一人ひとりの特性を知り対応する必要があるため、教職員には、より高度な知識やスキルが必要とされる。とりわけインクルーシブ教育では、子どもたちの特性により配慮を要する場合がある。十分にその子どもの持つ特性や状況を柔軟にとらえ対応していかなければならない。より細かな視点と計画性が必要である。

そこで、教職員に対して専門的な知識やスキルを身につける研修を行う必要がある。長期集団宿泊体験活動への理解を図ることで、活動に見通しを持てたり、起こりうる状況の予測ができたり、教職員の精神的な負担感を減らすこともできる。

机上の研修だけでなく、実地での研修の方がより効果は高いであろう。しかし、現在、教職員の研修を行うにはなかなか時間が取れない現実もある。教育庁チャンネルやYOUTUBEなどの動画配信サイトの活用も有効だと思われる。

県立社会教育施設の指導主事や社会教育主事は、教育の専門職員として、効果ある取り組みを助言し、教職員が積極的に体験活動に取り組んでいく状況を作るようにしていく必要がある。

### (2) 公民館等関係職員および社会教育関係団体への研修機会の拡充

本県では、こどもへの宿泊体験事業として、小学生を対象とした通学合宿や100キロウォークなどを実施している。しかしながら、今後このような事業の実施にあたっては新学習指導要領への改訂で問われる「社会に開かれた教育課程」への対応を含めた事業見直しが必要である。そのためには、新教育課程においてどのような取り組みを行う必要があるのか所管の学校へ調査するとともに、地域の様々な教育資源を活用した体験活動の情報提供が望まれる。その結果を踏まえ、公民館など関係職員へ学校支援の在り方や手法、支援者の発掘・育成に資する研修機会の充実が必要である。更に、地域の「教育の協働」を担うPTA役員や社会教育関係団体役員を対象とする新たな地域支援者への研修機会の充実が求められている。

## 第3節 体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備

子どもたちの体験活動の機会は、地域社会が中心となり、幅広く提供できるようにするとさらなる充実が図られる。地域社会が担い手となれば、体験活動の先輩である大人たちや異年齢の子どもたちが一緒に活動できるという観点からも、優れた内容の体験活動を提供することが可能である。また、子どもたちの体験活動に実績のある青少年団体の協力を得ることもできる。

地域社会で体験活動を展開する場合には、

- ①古くから伝わる伝承遊びやものづくりなど地域の文化を伝える活動
- ②地域の自然環境を生かした冒険的な活動や自然体験活動
- ③世代を超えてのボランティア活動や、お年寄りや障害のある人たちとのふれあい活動など、多くのバリエーションが考えられる。

実施に当たっては、市町村におけるPTA、ボーイスカウト・ガールスカウト等青少年

団体の関係者や地域のスポーツ少年団などのネットワークを活用して進めると「学校」だけでは解決できなかった人員(ボランティア)の確保や、新しいノウハウを得ることなどが期待できる。

また、体験活動を専門的におこなう NPO 団体と連携をとることができれば、より効果的で魅力ある体験活動のプログラムの実践が可能となる。

今年度から、社会教育主事講習を受講する際、県が補助を出し、人材育成の機会を広げている。同様に、NPO 団体や青少年団体、地域のリーダーとなり得る人たちに向け、「社会教育士」の資格取得を促進する取り組みをしてはどうだろうか。

2020年から、社会教育主事講習を修了した者には、「社会教育士」の称号が付与される予定となっている。「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

また、年間数日の県立青少年の家での体験活動の際のボランティア参加を求めれば、NPO 団体や青少年団体と県立青少年の家との連携がとれ、お互いに体験活動のノウハウを交流することができるであろう。こうすることで、青少年により効果的な体験活動のプログラムを提供できるようになる。

### 第3章 社会教育行政が目指す施策

#### 第1節 教育課程に位置づけられた体験活動を推進する事業

##### (1) 青少年の「社会を生き抜く力」を高める体験活動とは

多くの青少年に充実した体験活動を提供し、自己肯定感を高めていくことを考えたとき、学校の教育課程内での体験活動を充実させることは重要である。

2020年度より小学校で新学習指導要領が全面実施される。その中のポイントの一つとして「主体的・対話的で深い学び」の実現というものがあげられている。これからの変化の激しい時代を生き抜くために必要な「生きて働く『知識・理解』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」を育成することを目指している。

これらの力を育成するには、人との対話や臨機応変に対応する能力を求められる長期集団宿泊体験活動は非常に効果があると考えられる。

しかし、マニュアルに沿った活動や時間に追われ教員の指示待ちで活動するだけの宿泊体験活動では前述したような効果は期待できないであろう。

そこで、事業例を提示する。

**(2) 青少年の「社会を生き抜く力」を高めることを目指した事業例**

## ○長期宿泊体験活動推進研修の実施

<b>目 的</b>	各教科・領域の学習プログラムを組み込んだ（協力校による）長期宿泊体験活動に参加、演習、観察等することを通して教員の宿泊体験活動の企画力を向上させ、豊かな体験活動の推進を図る。
<b>参加者</b>	教職員及び協力校教職員及び児童生徒
<b>内 容</b>	<p>①2泊3日の宿泊体験活動の実施（香々地・九重青少年の家において各1校）  ※県内公立小学校に研修の際の実践協力を依頼（事業企画、プログラム運営、費用の面で学校を支援）  →各教科・領域との関連を持たせ、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを支援する活動を重視したプログラムを実施。  →NPO 団体や地域の支援者との連携を図る（体験活動のノウハウの交流、ネットワークの構築）</p> <p>②参加した教員はプログラム演習及び、子どもの様子の観察等、体験活動プログラムのねらいやその手法を理解する研修をおこなう。</p> <p>③研修に参加した教員は、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを支援する活動を重視した2泊3日以上プログラムを作成する。  →次年度以降の各学校の実践に生かす。  作成したプログラムの内、数点はホームページ等を通じて県内小学校が活用できるように周知。</p> <p>④実践校の好事例や意識調査の結果等を周知する報告会を教育事務所単位で実施。最終年度には本事業の検証結果、プログラム等をまとめた冊子を作成。（県内小学校に配布）</p>

○プログラム例

環境学習（総合的な学習の時間）と関連付けたプログラム例 (海)

	6:00	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	
一 日 目			入所 部屋割り等	昼食 活動① 海水浴等 いかに いかに 各学校における活動	活動② 道徳【自然愛護】 自然のくみ	夕食 (飯盒炊さん)	活動③ プラネタリウム等 各学校における活動
二 日 目	朝食 身支度 各学校における活動	活動④ 干潟観察 干潟ってどんなところ 総合【環境】	活動④ 干潟観察	活動④ 干潟観察	活動④ 干潟観察ふりかえり・まとめ	夕食 (飯盒炊さん)	各学校における活動 きまりはなんのため？ 道徳【規則の尊重】 活動⑤ミーティング
三 日 目	朝食 身支度 各学校における活動	活動⑥ミーティング 道徳【感謝・家族愛】 このまま青少年の家で暮らし続けるのと？	退所準備等 各学校における活動	退所			

国語科（言葉をよりすぐって俳句を作ろう）と関連付けたプログラム例 (山)

	6:00	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	
一 日 目	【事前】 俳句の約束について学ぶ 17音、季語…等		入所 部屋割り等	活動① アスレチック等 各学校における活動	活動② 国語【俳句】 デジタルカメラの使い方等 作品例の紹介 風景を写る視点 俳句の約束確認	夕食 (飯盒炊さん)	活動③ プラネタリウム等 各学校における活動
二 日 目	朝食 身支度 各学校における活動	活動④ 登山・ハイキング等 ※俳句の題材探し 各学年にデジタルカメラで撮影	昼食（おにぎり弁当）	活動④ 登山・ハイキング等 ※俳句の題材探し 各班毎にデジタルカメラで撮影	活動④ 俳句づくり ※簡単な発表（感想）まで 活動④で集めた素材をもとに	夕食 (飯盒炊さん)	各学校における活動 きまりはなんのため？ 道徳【規則の尊重】 活動⑤ミーティング
三 日 目	朝食 身支度 各学校における活動	活動⑥ミーティング 道徳【感謝・家族愛】 このまま青少年の家で暮らし続けるのと？	退所準備等 各学校における活動	退所	【事後】 俳句の発表会、展示、句集の作成等		

※干潟観察、俳句作り等の活動はNPO 団体や地域の支援者等と連携をとる。

※授業時数の確保からも積極的に他教科との関連を図る。

## 第2節 多様な主体が連携・協働した体験活動プログラム

### (1) 学校や公民館等を活用したプログラム（教育課程外）

香々地、九重の両県立青少年の家から離れた地域において、日常的な体験活動の拠点として期待できるのが公民館や学校である。

公民館は各地域にあり地域の拠点となりうるという立地的なメリットがある。それを活かし地域に根ざした体験活動プログラムを企画していくことで、体験活動の機会を増やし、充実した取り組みにつながるといえる。

公民館においては、土曜教室や通学合宿といった体験活動が期待できる。地域の人とのふれあいや異年齢集団での交流（多世代交流）など、子どもたちの自己肯定感を育むことに効果を期待できる。

学校も公民館と同様に各地域にある。学校を体験活動ができる施設ととらえれば、地域に根ざした良質な体験活動を提供できる。高等学校であれば、工業、農業または専門的な教育を行っている教育機能を地域の青少年のために生かせる。内容の濃い専門的な体験活動（食品加工、科学体験等）を提供できる。

高校生を、地域を支える人材としてとらえ、高校生が体験活動のサポーターとなることで、体験活動に参加する子どもたちも、学校だけでは触れ合いにくい年代の人々とのふれあいが可能となる。また体験活動を提供する高校生にとっても認められることによって自己肯定感の高まりや達成感を感じることができる。

### (2) NPO 団体や地域の支援者と連携・協働したプログラム（教育課程外）

農村や山村などで自然や文化と親しむことのできる「グリーンツーリズム」。島や沿海部の漁村に滞在して、海辺での生活を体験できるのが「ブルーツーリズム」。本来の目的は、余暇活動の提案や新しいサービス産業の創出、地場産業の育成ではあろうが、農業・漁業従事者は即戦力になる優秀な支援者である。

県内にも多くのグリーンツーリズム・ブルーツーリズム団体があるので、青少年にむけての広報や、受入団体に対する研修などの支援を依頼するという方法もあろう。

人材確保が難しい状況であるが、反面、仕事を持つ社会人や（比較的時間に余裕のある）学生、高校生や地域の高齢者の間で、社会に何らかのかかわりを持ち貢献してみようと考えている人たちがいるのも事実である。ボランティアをしたいと思ってもどこに連絡すれば活動できるかわかりにくい状況にある。県立香々地青少年の家、県立九重青少年の家が窓口となり、地域で体験活動ボランティアを求める団体（学校）の情報と体験活動ボランティアになりたい人をつなげる仕組みを作っていく必要がある。

## 社会教育法（抄）

### 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## 大分県社会教育委員条例（抄）

第一条 社会教育法（昭和24年6月法律第207号）第十五条に基づき社会教育の振興に資するため大分県社会教育委員（以下委員という）をおく。

第二条 委員の定数は二十人以内とする。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第四条 委員の任期は2年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。ただし特別の事情ある場合は任期中解嘱することができる。

第五条 委員は年三回会議（以下「委員会」という）を開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第六条 委員会は教育長が招集する。